

バーゼル条約における有害廃棄物等の輸出入 規制等の概要（1/2）

参考資料2

<p>概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 正式名称: 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (1992年発効) ◆ 締約国: 180カ国1機関(EU) (2015年4月現在)) ◆ 目的: 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について、国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護。
<p>第1条: 条約の適用範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 条約の適用対象として、「有害廃棄物(附属書Ⅰ及び締約国の国内法令で定義されるもの)」「他の廃棄物(附属書Ⅱ)」(以下「有害廃棄物等」という。)を定義。
<p>第3条: 有害廃棄物に関する国内の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 締約国は、条約事務局に対して、1) 自国の法令により有害と認められる/定義される廃棄物、2) 移動の手続きの要件を通報する(重大な変更した場合は都度通報)。 ◆ 条約事務局は通報を受けた情報を直ちに全ての締約国に通報する。締約国は、事務局から送付された情報を自国輸出者に対して利用可能にする責任を負う。
<p>第4条: 一般的義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 締約国は、有害廃棄物等の輸入を禁止する場合、条約事務局を通じて他の締約国に通報する。他の締約国は、当該禁止を行う締約国への有害廃棄物等の輸出を許可しない又は禁止する。 ◆ 締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に抑え、廃棄物の環境上適正な処分のため、可能な限り国内の処分施設が利用できるようにすることを確保する。 ◆ 締約国は、廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。 ◆ 非締約国との廃棄物の輸出入を禁止とする。 ◆ 廃棄物の運搬及び処分は、許可された者のみが行うことができる。 ◆ 国境を越える廃棄物の移動には、条約の定める適切な移動書類の添付を要する。
<p>第6条: 締約国間の国境を越える移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有害廃棄物等の輸出には、輸出国(当局又は輸出者)が輸出に係る計画を輸入国及び通過国の当局に書面で事前通告し、輸入国等から書面による同意を要する。 ◆ 同一特性の有害廃棄物等が同一経路で運搬・処分される場合、複数回の輸出入について最長12ヶ月間の包括的な事前通告及び同意が可能。

バーゼル条約における有害廃棄物等の輸出入 規制等の概要（2/2）

第9条：不法取引	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第6条に基づく事前通告や輸入国等の同意が行われていない有害廃棄物等の越境移動等は不法取引とみなす。 ◆ 廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、当該廃棄物の引取を含む適切な措置をとる。
第11条：二国間/ 多数国間及び地 域的な協定	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、廃棄物の国境を越える移動に関する二国間または多数国間の取決めを結ぶことができる。 (注：日本が関係している多国間等協定は、OECD理事会決定のみ)
附属書 I：規制す る廃棄物の分類	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃棄の経路による18経路と含有成分による27種類 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄の経路：医療行為から生じる廃棄物、有機溶剤の製造に伴う廃棄物等 ➢ 含有成分：カドミウム、水銀、ヒ素、鉛、シアン化合物、有機溶剤など
附属書 II：特別の 考慮を必要とする 廃棄物の分類	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭から収集される廃棄物 ◆ 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓
附属書 III：有害な 特性の表	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際連合勧告に規定する分類制度に対応した14区分の有害特性 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 爆発性、引火性、可燃性、急性毒性、腐食性、慢性毒性、生態毒性など
附属書IV：処分作 業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない15作業(埋立、焼却、永久保管など) ◆ 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつく13作業(有機物、金属及び金属化合物、その他の無機物の再生利用または回収利用など)
附属書VIII：原則 規制対象リスト	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則として規制対象となる品目のリストを列記(廃鉛バッテリー、電子部品くず等)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 附属書IIIの有害特性を有しないものは規制対象外。
附属書IX：原則規 制対象外リスト	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則として規制対象外となる品目のリストを列記(金属合金くず、金属くず等)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 附属書IIIの有害特性を有する場合は規制対象。

OECD理事会決定における有害廃棄物等の輸出入規制等の概要

<p>概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 正式名称: 回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定 ◆ OECD加盟国間の回収(リサイクル)作業のための有害廃棄物の越境移動に関する決定であり、有害廃棄物等の輸入手続及び許可要件を簡素化。1992年決定。 ◆ バーゼル条約第11条に基づき、取引相手国がOECD加盟国(先進国中心に30カ国)でバーゼル条約締結国であれば、「OECD理事会決定」が優先。
<p>規制手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「緑」級規制手続と「黄」級規制手続という2つの規制手続きが規定。
<p>「緑」級規制手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象は、附属書3に掲げる廃棄物。 ◆ 商取引に通常適用される現行の全ての規制に従えば、越境移動することが可能。
<p>「黄」級規制手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象は、附属書4に掲げる廃棄物。 ◆ 以下の2つのケースに対する手続きが規定。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 回収施設への個別的あるいは包括的な越境移動 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 目的地国の同意は暗黙とし、異議・条件等が無ければ、目的地当局の受領確認から30日後に運搬開始可能 ➢ 事前の同意が与えられている回収施設への越境移動 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係当局による同意、条件、異議の期限を、目的地当局の受領確認送付日から30日→7日以内に短縮 ✓ 包括的通告による同意の有効期限を1年→3年に延長
<p>附属書3:「緑」級廃棄物リスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緑級規制手続が適用される廃棄物のリスト <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第1部: バゼル条約附属書Ⅹに掲げる廃棄物 ➢ 第2部: OECD加盟国が合意した追加の廃棄物(電子スクラップ(廃棄板等)及び卑金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品 等)
<p>附属書4:「黄」級廃棄物リスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 黄級規制手続が適用される廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第1部: バゼル条約附属書Ⅱ及びⅧに掲げる廃棄物 ➢ 第2部: 黄級規制手続が適用される廃棄物のリスト(鉄鋼の製造に伴い生ずるドロ₃ス、スケールその他の廃棄物 等)

条約又は協定の適用関係

	対象国		適用規制
バーゼル条約締約国	OECD加盟	韓国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダ、他	OECD理事会決定※
	OECD非加盟	中国、フィリピン、マレーシア他	バーゼル条約
バーゼル条約非締約国	OECD加盟	米国	OECD理事会決定※
	OECD非加盟	台湾	日台民間取り決め
		アンゴラ他	なし(バーゼル規制対象物は輸出入不可)

※ OECD理事会決定の適用はリサイクル目的で有害廃棄物の輸出入を行う場合に限られ、処分目的の輸出入場合は、OECD加盟国間の輸出入であってもバーゼル条約が適用される。